

平成30年度

所沢市民体育館等LED化整備事業

仕 様 書

所沢市教育委員会教育総務部

スポーツ振興課

所沢市民体育館等LED化整備事業に係るプロポーザル仕様書

1 業務名

所沢市民体育館等LED化整備事業

2 業務の目的

本事業は「マチごとエコタウン所沢」の実現に向け、所沢市民体育館及び地区体育館4館の照明をLED照明灯に交換することで、温室効果ガス排出量の削減及び消費電力抑制、また、維持管理費の削減を図るものです。

3 業務内容

- (1) 灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借（リース）
- (2) 灯具及び設置に必要な付属品一式の取替工事（廃棄物の処分を含む）
- (3) 取り付けたLED照明灯機器の維持管理

4 事業期間

- (1) 契約期間 契約締結日から平成41年4月30日まで
- (2) 賃貸借期間 平成31年5月1日から平成41年4月30日まで

5 事業対象灯数

施設名	市民体育館				小手指	新所沢	柳瀬	三ヶ島	計
	メインアリーナ	サブアリーナ	卓球室	トレーニング室					
照明器具数	222	82	44	39	20	20	24	31	482
	387								

6 照明機器の仕様

- (1) LED体育館照明灯の灯具等一式の仕様について以下の要件を満たすこと。
- (2) 共通項目として、反射率；天井50%、壁30%、床10%、計算面高さ；床面とする。

【市民体育館メインアリーナ・サブアリーナ】

JIS Z 9127 スポーツ照明基準の運動競技区分「I」をベースに、既設灯具の数値を考慮して、設定したものである。

ア 光色

相関色温度約3000～6500Kとする。

イ 演色性

JIS Z9127スポーツ照明基準の平均演色評価数Ra60以上を適用する。

ウ 明るさ（照度）

所沢市民体育館メインアリーナの水平面平均照度は1500lx以上、サブアリーナの水平面平均照度は1000lx以上とし、照度範囲は、メインアリーナ・サブアリーナそれぞれ全面とする。

エ 照度均斉度

均斉度（最小/平均）は0.3以上とする。

オ グレア

グレアについては、完全に避けることはできないが、競技中の選手の視界が阻害されない程度に制限・制御することを考慮すること。

【地区体育館4館】

JIS Z9127スポーツ照明基準の運動競技区分「Ⅱ」をベースに、既設灯具の数値を考慮して、設定したものである。

ア 光色

相関色温度約3000～6500Kとする。

イ 演色性

JIS Z9127スポーツ照明基準の平均演色評価数Ra60以上を適用する。

ウ 明るさ（照度）

水平面平均照度は500lx以上とし、照度範囲は、地区体育館アリーナ全面とする。

エ 照度均斉度

均斉度（最小/平均）は0.3以上とする。

オ グレア

グレアについては、完全に避けることはできないが、競技中の選手の視界が阻害されない程度に制限・制御することを考慮すること。

【市民体育館卓球室・トレーニング室】

既設灯具の数値を考慮して、数値を設定したものである。

ア 明るさ（照度）

水平面平均照度は700lx以上とする。

イ 照度均斉度（最小/平均）は0.25以上とし、その他は、現状同等以上とする。

7 LED照明灯の取替工事

- ア 取替工事及び検査を含むすべての作業について、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの期間内で実施し、閉館期間が極力短くなるような工程とすること。
- イ 取替工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。
- ウ 現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
- エ 撤去された灯具等は、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- オ 受注者は、本業務を遂行するにあたり、別紙「環境配慮事項等伝達書」を遵守すること。
- カ 照明灯設置後、照度について速やかに校正証の有る照度計によって照度実績を行い、性能を確認するものとする。

8 LED照明灯の維持管理

- ア 灯具の設置後からリース期間終了までの間、LED照明灯が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- イ リース期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、交換又は補修を行うこと。
- ウ 受注者は、照明機器設置後からリース期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、機器の瑕疵や、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。
- エ 受注者は、照明機器の設置後からリース期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先、担当者名を記載し、書面で事業者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに事業者へ届出ること。

9 リース契約について

(1) 事業形態

LED体育館照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的リース契約

(2) リース期間

リース期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日までの10年とする。

(3) リース料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理后30日以内に口座振り込みとする。

(4) リース契約に含まれる事項

- ア LED体育館照明灯の灯具及び設置に必要な付属品一式
- イ LED体育館照明灯取替工事に係る工事費
- ウ 既存灯等の処分費用
- エ リース金利及び保険費用（動産総合保険、損害賠償保険等）
- オ 維持管理費用（定期点検、部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

10 リース契約後の設備の取り扱いについて

リース期間終了後の設備一式は、原則として市に無償譲渡するものとする。

11 その他

この仕様書の定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。